

野洲市スポーツ推進計画の延長に係る時点修正の考え方について

○なぜ時点修正を行うのか

平成 28 年に策定し令和 2 年に中間見直しをした現在の計画は、令和 7 年度末(令和 8 年 3 月)をもって計画期間が満了となります。

本来ならば、令和 8 年 4 月から始まる新たな計画を今年度に策定するところですが、スポーツ基本法に基づき国が策定する第 4 期スポーツ基本計画が令和 9 年度から始まる予定であること、また同じく滋賀県が策定する第 4 期滋賀県スポーツ推進計画が令和 10 年度から始まる予定であることから、スポーツ基本法第 10 条に地方スポーツ推進計画については「国が定めるスポーツ基本計画を参酌してその地方の実情に即した計画を定めるよう努めること。」と規定されていることを踏まえ、最新の上位団体の計画を参酌できるよう次期計画のスタートを令和 11 年度とするために現在の計画期間を 3 年間延長しました。(計画期間の延長については、令和 6 年度の野洲市スポーツ推進審議会です了承いただきました。)

については、中間見直しから 5 年目となることから、新たな計画期間である令和 10 年度に向けて現在の状況を踏まえ必要な時点修正を行うこととしたものです。

○時点修正の考え方

今回の時点修正については、新たに計画を策定するものではなく計画期間を延長するものであることから、現在の計画内容の中で、現時点で現状にそぐわない内容等について修正を行うものとします。

したがって、次の考え方で時点修正を行います。

① 基本理念及び基本方針を含め、基本的方向と施策の体系は現行計画のままとします。

② 5つの基本方針に基づき設定している指標も現行計画のままとします。ただし、指標の目標年度及び現時点での数値については時点修正を行います。

③ 現状と時点が異なる内容(未来形→過去形)や、今年開催される国スポ・障スポに関係する内容、中学校部活動の地域移行等の状況、現状で実施していない内容については延長する3年間の見通し等も踏まえ必要な修正を検討します。